

平成27年度の 国民健康保険税

期限内納付に
ご協力ください

国民健康保険は、加入者のみなさんがお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。また、国民健康保険税は医療費の支払いに充てるための大切な財源です。

平成27年度の国民健康保険税は、下記の表に基づき、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合算により算定されます。



区 分	賦 課 基 準	税 率		
		医 療 分	後期高齢者 支援金分	介 護 分
所得割	前年中の総所得から基礎控除を差し引いた額	6.2%	2.2%	1.2%
資産割	当該年度の固定資産税額	20.0%	6.0%	5.0%
均等割	被保険者一人あたり	25,000円	7,000円	9,000円
平等割	一世帯あたり	18,000円	5,000円	3,000円
限度額	世帯の賦課限度額	52万円	17万円	16万円

軽減・減免制度

国民健康保険税には、低所得者の負担を軽減するための「軽減制度」や特別な事情が生じた場合の「減免制度」があります。

◆軽減制度

前年中の所得が一定の基準

以下の世帯は、保険税の均等割と平等割が世帯の所得に応じて7割・5割・2割軽減されます。

※所得の申告をしていない場合は軽減の対象となりませんので、必ず申告をしてください。

◆減免制度

火災や天災などで財産に大きな損害を受けたり、事業の不振などにより所得が減少し、保険税の納付が困難な場合などには、申請によって保険税の一部が減免される制度があります。

◆75歳以上のかたと

同居世帯の軽減制度

① 保険税の軽減を受けている世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ前年度と同じ軽減を受けることができます。

② 国民健康保険の被保険者が一人になる場合は、平等割が最初の5年間半額になり、その後の3年間は4分の1が減額されます。

◆75歳以上のかたと

同居世帯の減免制度

75歳以上のかたが会社の健康保険などから、後期高齢者医療制度に加入することにより、その被扶養者のかた(65歳～74歳)が国民健康保険に加入する場合、申請により保険税の一部減免が受けられます。

国民健康保険税の 納付

納付

◆普通徴収のかた

7月中旬に納税通知書(一般納付分・口座振替分)を送付します。金融機関やコンビニなどで納付できます。

◆特別徴収(年金引き)のかた

本徴収(10月・12月・2月)の納税通知書兼特別徴収額通知書を送付します。

■お問合せ

保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1732